

介護予防訪問看護・訪問看護重要事項説明書

2025年8月1日

医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション

1. 当ステーションが提供するサービスについての相談窓口及び営業日等

電話	(077) 573-6425	FAX	(077) 573-7252
営業日	月曜日～金曜日		
時間	午前8時40分～午後5時10分		24時間連絡訪問可能な体制あり
サービス提供日	営業日に同じ		
時間	営業時間に同じ		
担当	訪問看護ステーション 所長 片山 裕貴		
その他	・休業日：土曜日 日曜日 国民の祝日 12月31日～1月3日		
	・ご不明な点は何でもお尋ねください。		

2. 当ステーションの概要

(1) 訪問看護ステーションの指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション
所在地	滋賀県大津市本堅田5丁目20番10号 アル・プラザ堅田 2階
事業所指定番号	2560190080
サービスを提供する地域	大津市（伊香立・小松・木戸・和邇・小野・真野北・真野・堅田・雄琴 仰木・仰木の里・仰木の里東・日吉台・下阪本・坂本小学校区）

(2) ステーションの職種・員数

	員数	事業内容	勤務体制
管理者	1名	本事業に関わる総括管理	常勤職員
看護師	2.5名以上	在宅で安心して療養生活が送れるよう	常勤職員
		看護サービスを提供する	非常勤職員
事務職員	1名以上		非常勤職員

3. 事業の理念と方針

事業理念	利用者様第一主義のもと、こころある良質の医療と介護を追求いたします。 【CRESQ（クレスキー運動）】 C=チェンジ R=リレーションシップ E=エコノミー S=セイフティー Q=クリティー
方針	住み慣れた地域や自宅で安心して療養生活が送れるよう居宅に訪問し、ご利用者様の体調変化に速やかに対応し、安定した状態で日常生活を過ごせるよう援助を行う。

4. (介護予防) 訪問看護サービスの内容

別紙1参照

5. 利用可能な方：(介護予防) 訪問看護

介護保険による (介護予防) 訪問看護	要支援または要介護者で介護保険の被保険者で、主治医が (介護予防) 訪問看護を必要と認めた方
---------------------	--

6. 利用料金

利用者の負担割合は『負担割合証』に記載された割合となります。

※介護保険料の支払いを1年以上滞納した場合の介護保険サービスの利用は、一旦全額を支払っていただき、自治体に申請後負担割合を引いた分の額の払い戻しを受ける(償還払い)ということになります。

(1) -1 介護保険利用料：利用者負担金は下記のとおりです

介護保険 自己負担額

【介護】

時間	負担割合	日中（単位：円） 8時～18時	早朝・夜間（単位：円） 6時～8時・18時～22時	深夜（単位：円） 22時～6時
20分未満	1割	336	421	504
	2割	672	841	1008
	3割	1008	1262	1512
20分～30分未満	1割	504	631	757
	2割	1008	1261	1513
	3割	1512	1891	2270
30分～60分未満	1割	881	1101	1322
	2割	1762	2202	2643
	3割	2642	3303	3965
60分～90分未満	1割	1207	1509	1811
	2割	2414	3018	3621
	3割	3621	4527	5432

※緊急時訪問加算を算定している利用者は、1月の
2回目以降の緊急訪問時に算定

【介護予防】

時間	負担割合	日中（単位：円） 8時～18時	早朝・夜間（単位：円） 6時～8時・18時～22時	深夜（単位：円） 22時～6時
20分未満	1割	325	406	487
	2割	649	811	974
	3割	973	1217	1461
20分～30分未満	1割	483	604	725
	2割	965	1207	1449
	3割	1448	1811	2173
30分～60分未満	1割	850	1063	1275
	2割	1699	2125	2549
	3割	2549	3188	3823
60分～90分未満	1割	1167	1459	1750
	2割	2333	2917	3499
	3割	3499	4376	5249

(1) -2 自己負担額（加算）

単位：円

緊急時訪問看護加算 月1回	1割	642	利用者や家族の求めに応じて計画外の緊急訪問を行う。 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備を行っている。
	2割	1284	
	3割	1926	
特別管理加算 I 月1回	1割	535	在宅悪性腫瘍患者の指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である。
	2割	1070	
	3割	1605	
特別管理加算 II 月1回	1割	268	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である。
	2割	535	
	3割	803	
サービス提供体制 強化加算 I 毎回	1割	7	研修計画及び研修実施・定期的な会議・勤続年数7年以上の看護師が3割以上いる。
	2割	13	
	3割	20	
看護体制強化加算 II (介護) 月1回	1割	214	指定訪問看護事業所において、前6ヶ月間に緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上で前6ヶ月間に特別管理加算を算定した利用者が20%以上で、前12か月間にターミナル加算を算定した利用者が1名以上(II)いる
	2割	428	
	3割	642	
看護体制強化加算 (予防) 月1回	1割	107	指定訪問看護事業所において、前6ヶ月間に緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上で前6ヶ月間に特別管理加算を算定した利用者が20%以上いる
	2割	214	
	3割	321	
口腔連携強化加算 月1回	1割	54	口腔評価の際、利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネに情報提供した場合
	2割	107	
	3割	161	
専門管理加算 月1回	1割	268	特定行為研修を修了した看護師が計画的管理を行った場合 ・呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 ・ろう孔管理関連 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
	2割	535	
	3割	803	

加算 つづき

単位：円

複数名訪問看護 加算 I (30分未満)	1割	272	利用者の身体的理由により、一人の看護師での対応が困難と認められた場合、2人目の看護師の所要時間による
	2割	544	
	3割	816	
複数名訪問看護 加算 I (30分以上)	1割	431	特別管理加算を算定している方で、1時間30分以上の訪問看護を行った場合
	2割	861	
	3割	1291	
長時間訪問 看護加算	1割	321	入院・入所中に主治医・その他の関係者と連携し在宅生活における指導などを行った場合（介護医療院・同法人可）
	2割	642	
	3割	963	
退院時共同 指導加算	1割	642	新規の訪問看護を利用する方、要支援から要介護、要介護から要支援に変更になった方で概ね2ヶ月以上休止され再度訪問看護を利用する方で、看護師がその方の（介護予防）訪問計画書を作成し、看護を提供した場合 I：病院、診療所、介護保険施設から退院、退所した日に訪問看護師が初回の指定訪問看護を行った時 II：I以外。
	2割	1284	
	3割	1926	
初回加算 I	1割	375	痰の吸引等、医師の指示の下で、訪問介護事業所と連携をし、支援をした場合
	2割	749	
	3割	1124	
初回加算 II	1割	321	在宅での看取りの対応を支援した場合
	2割	642	
	3割	963	
看護・介護職員 連携強化加算 月1回	1割	268	
	2割	535	
	3割	803	
ターミナルケア 加算 死亡月1回	1割	2675	
	2割	5350	
	3割	8025	

(2) その他の利用料

・交通費

前記2のサービス提供をする地域のお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問看護員が訪問するための交通費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えた地点からお住いの距離	交通費
片道 5 km未満	200 円
5 km以上10 km未満	400 円
10 km以上5 km毎	200 円
タクシーを利用した場合	実費負担
有料道路を利用した場合	実費負担

・複写等の利用料

開示の方法	手数料
①口頭の説明と閲覧	3000 円 (1 件 1 時間あたり)
②立ち合いと閲覧のみ	2000 円 (1 件 1 時間あたり)
①または②の利用と複写提供	①または②の料金と別に 1 枚につき 20 円
①または②の利用と電子媒体による記録の場合	用紙への出力は 1 枚につき 20 円
要約書作成	5000 円

・ご遺体のお世話料 10.000 円

・おむつなどの日用生活物品は実費となります。

7. 料金の支払い時期と支払方法

支払時期	料金の発生時、1ヶ月ごとの清算とし、前月分の利用料を請求致しますので、その月末までにお支払いください。お支払い時は、領収書を発行いたします。なお、領収書の紛失時は支払証明書を発行しますが、手数料は1ヶ月あたり550円いただきます。
支払方法	お支払い方法は①病院窓口での清算②訪問時の集金③口座引き落とし④振り込みを選んでいただけますが、訪問時の集金では領収証は後日訪問時のお渡しとなります。

8. 利用料、諸費用の滞納について

利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払い催促から1ヶ月以内に支払いがない場合、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

9. サービスの利用方法と終了方法

・(介護予防) 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

(介護予防) 訪問看護は、看護師などが家庭を訪問して、病気や障害の為に支援を必要とされる方の看護サービスを行うサービスで、介護保険の他、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針とケアプランに沿って(介護予防) 訪問看護計画を立てて、定期的にサービスの見直しを行い、より良いサービス提供に努めます。また、他のサービスとも連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養を続けていただけます。お申し込みについては、訪問看護ステーションまたは主治医、ケアマネージャーにご相談ください。

・サービスの終了

①利用者都合でサービスを終了する場合

お申し出くださいれば、1週間の予告期間をもっていつでも解除できます。

②事業所都合により終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、訪問看護の提供を終了する場合、終了一か月前までに書面で通知するとともに、地域の他の訪問看護事業所の紹介等を行います。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設や医療施設に入所・または入院された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者が亡くなられた場合

④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の訪問看護員等に対してこの契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、書面で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 秘密保持と個人情報の保護について

事業所及び事業者の使用するものは、当法人の個人情報保護方針に基づき、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報の利用目的を別紙に定め、適切に取り扱います。正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。あらかじめ、文章により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下個人情報を利用できるものとします。

11. 事故発生時の対応・損害賠償

指定（介護予防）訪問看護の提供により、事故が発生した場合、全国健康保険協会・後期高齢者医療広域連合又は、健康保険組合・当該ご利用者様の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
また賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

12. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止の為、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修・委員会開催の機会を確保します。
当ステーションにおいて、虐待防止責任者を所長務め、虐待と思われる事象を発見した場合、市の指導に従い報告義務を負います。

13. 非常災害発生時の対応

事業者は、非常災害発生時の際その事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。
有事の際は業務継続計画に図り、業務の縮小や一部休止を行う場合もありますが、速やかに業務の再開・継続ができるよう努めます。

14. 暴力団排除

- 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他従業者は、暴力団員【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。事項において同じ】でないこと。
- 事業者は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならず、当該事業ないしサービスから暴力団を排除します。

15. 緊急時の対応

緊急時訪問看護をご利用されたい方はお申し出ください。24時間連絡可能な体制をとっており、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに速やかに管理者・主治医に報告を致します。

16. (介護予防) 訪問看護に関する相談・要望・苦情等

(1) お客様相談・要望・苦情担当

(介護予防) 訪問看護に関するご相談・苦情および(介護予防) 訪問看護計画書に基づいて提供している各サービスについての相談・要望・苦情を承ります。

担当課	訪問看護ステーション	電話	(077) 573-6425
相談時間	月～金曜日：午前8時40分～午後5時10分まで		

(2) その他(参考)：保険者である大津市もしくは国保連合会に相談・苦情を伝えることができます。

担当課	大津市介護保険課	電話	(077) 528-2753
相談時間	月～金曜日：午前9時から午後5時まで		

担当課	滋賀県国保連合会	電話	(077) 510-6605
相談時間	月～金曜日：午前9時から午後5時まで		

17. ご利用にあたってのお願い

- ・介護保険証や医療保険受給者証などを確認させていただきます。これら書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- ・やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までに連絡をお願い致します。
- ・当ステーションの都合等により、日時や時間の変更をお願いさせていただくこともあります。また、交通諸事情などにより15分前後ずれことがあります。何卒ご了承ください。

18. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
代表者役職	理事長 小椋 英司
本所在地	滋賀県大津市真野 5 丁目 1 番 29 号
電話番号	(077) 573-4321
FAX 番号	(077) 572-2858

19. 気象警報発令時並びに災害発生時の訪問中止判断基準について

（1）気象

当日午前 9 時時点、県内に暴風警報が発表されている場合、午前中の訪問は中止させていただきます。

当日午後 1 時時点、県内に暴風警報が発表されている場合、午後の訪問は中止させていただきます。

当日午前 9 時時点、大津市北部又は大津市南部に特別警報が発表されている場合、当該地域における午前中の訪問は中止させて頂きます。

当日午後 1 時時点、大津市北部又は大津市南部に特別警報が発表されている場合、当該地域における午後の訪問は中止させて頂きます。

当日午前 9 時または午後 1 時の時点、暴風警報又は特別警報の発表が見込める場合、病院の判断により訪問を中止させて頂きます。

当日午前 9 時又は午後 1 時の時点、訪問先の地域において前項に規定する警報は発表されていないが以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて病院が判断し訪問を中止させて頂きます。

●大雨警報・洪水警報・大雪警報のいずれかが発表されている。

●土砂災害警戒情報が発表されている。

●避難警報が発表されている。

（2）地震

大津市において震度 5 弱以上を観測した場合は、訪問を中止させていただきます。

ただし、ご利用者様の状況に応じて対応を検討させていただきます。

20. その他

この重要事項説明書は大切に必ず保存してください。

介護予防訪問看護サービスの内容

内容	提供方法
病状・障害の観察 健康管理	一般状態の観察を行い、異常の早期発見に努めます。また、原因を追及すると共に必要時は医師へ連絡します。
療養に関する看護 介護のアドバイス	利用される方の自立を考慮したケア方法、また介護負担とならない介護の方法をアドバイスします。
食事ケア 水分・栄養方法	食事内容、量、時間、姿勢、食事動作の自立、環境等の情報をもとに必要な支援をおこないます。特に水分出納に関しては脱水、浮腫の増減等に影響するため十分な観察のもとに適切な指導をおこないます。 摂食・嚥下障害のある方へは誤嚥予防方法、嚥下リハビリの実施等をおこないます。
排泄ケア	排尿障害の状態を観察し、必要があれば受診を勧めます。排泄行動の自立により廃用症候群の予防、生活動作の拡大を図ります。また、適切な排泄用具の選択ができるよう支援します。 排便障害の要因について検討し排便コントロールの支援をします。
清潔ケア	清潔ニーズに基づいて入浴、シャワー浴、部分浴という方法にて清潔支援をします。同時に皮膚トラブルの早期発見に努めます。
リハビリテーション	障害の状況に応じて日常生活動作の中でできることを増やし、意欲を高められるように支援します。 自動・他動運動をとりいれます。
認知症や精神疾患の方の看護	安心できる環境調整をおこない、家族、介護者に認知症について理解していただけるような支援をおこないます。 保健・福祉サービスの活用法を提示します。
褥瘡の予防	褥瘡が発症しないように、家族ができる方法を指導します。
保健・福祉サービス等の活用	サービス情報を提供し、サービス導入後の評価をおこないます。

訪問看護サービスの内容

内容	提供方法
病状・障害の観察 健康管理	一般状態の観察を行い、異常の早期発見に努めます。また、原因を追及すると共に必要時は医師へ連絡します。
療養に関する看護 介護のアドバイス	利用される方の自立を考慮したケア方法、また介護負担とならない介護の方法をアドバイスします。
食事ケア 水分・栄養方法	食事内容、量、時間、姿勢、食事動作の自立、環境等の情報をもとに必要な支援をおこないます。特に水分出納に関しては脱水、浮腫の増減等に影響するため十分な観察のもとに適切な指導をおこないます。 摂食・嚥下障害のある方へは誤嚥予防方法、嚥下リハビリの実施等をおこないます。
排泄ケア	排尿障害の状態を観察し、必要があれば受診を勧めます。排泄行動の自立により廃用症候群の予防、生活動作の拡大を図ります。また、適切な排泄用具の選択ができるよう支援します。 排便障害の要因について検討し排便コントロールの支援をします。
清潔ケア	清潔ニーズに基づいて入浴、シャワー浴、部分浴という方法にて清潔支援をします。同時に皮膚トラブルの早期発見に努めます。
ターミナルケア	医師との十分な連携の基に苦痛の緩和を第一目標とします。最期の時間を家族と共に安心できる環境の調整をおこないます。
リハビリテーション	障害の状況に応じて日常生活動作の中でできることを増やし、意欲を高められるように支援します。 自動・他動運動をとりいれます。
認知症や精神疾患の方の看護	安心できる環境調整をおこない、家族、介護者に認知症について理解していただけるような支援をおこないます。 保健・福祉サービスの活用法を提示します。
褥瘡や創傷の処置	悪化しない対応策の支援と共に、処置方法について家庭でできる方法を指導します。
カテーテルなど 医療機器の管理	膀胱留置カテーテルの管理、経管栄養法の管理、在宅酸素療法の管理、人工呼吸器管理等をおこないます。
保健・福祉サービス等の活用	サービス情報を提供し、サービス導入後の評価をおこないます。

特別管理加算の算定対象者

特別管理加算の算定対象者は以下の通りです。

1.

在宅麻薬等注射指導管理
在宅腫瘍化学療法注射指導管理
在宅強心剤持続投与指導管理
在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態
気管カニューレ
留置カテーテル を使用している状態

2.

在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理 を受けている状態

3.

人工肛門または人工膀胱を設置している状態

4.

重度褥瘡の状態にある者

5.

点滴注射を週3回以上行う必要があると認められている状態

1 特別管理加算 I 1月 500 単位

2~5 特別管理加算 II 1月 250 単位

確認書

年 月 日

【事業者】

当事業所の予防訪問看護・訪問看護についてサービスの内容、重要事項を説明しました。

〈事業所名称〉 医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院 訪問看護ステーション

〈事業所所在地〉 滋賀県大津市本堅田 5 丁目 20 番 10 号 アル・プラザ堅田 2 階

〈説明者〉 氏名

【本人(または代理人)】

私は、予防訪問看護・訪問看護についてのサービス内容、重要事項を事業者から説明を受けました。

(本人) (住所)

(氏名)

(代理人の場合) (住所)

(氏名)